

令和4年11月7日

午後7時～オンライン

令和4年度第2回世田谷区認知症施策評価委員会 次第

1 開 会

2 挨拶

3 報 告

(1) 10月24日開催「令和4年度第1回セーフティーネットについて検討する部会」での検討内容について

①見守りネットワークに関する施策について ……資料1～3

②個人賠償責任保険事業について ……資料4・5

(2) その他

配付資料

資料1 見守りネットワークに関する統計・事例報告

資料2 行方不明事案発生時の情報共有ネットワークイメージ(案)

資料3 「せたがや一人歩きSOSネットワーク」への改称について

資料4 個人賠償責任保険 比較表

資料5 本人・家族会・保健福祉課・障害関連部署等ヒアリング結果

参考資料 10月24日開催「令和4年度第1回セーフティーネットについて検討する部会」主な意見(要約)

見守りネットワークに関する統計・事例報告

1. 統計

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
(1) 行方不明対応件数 (あんすこ)				
行方不明対応件数※1	-	-	-	12
内実人数※1	-	-	-	11
※1 令和3年度より統計調査を開始				
(2) あんしん見守り事業 (あんすこ)				
見守り相談実人数	6,765	6,977	6,525	6,101
見守り相談延人数	23,891	25,009	23,923	25,201
延人数の内 見守り終了人数	6,096	6,155	5,861	6,963
延人数の内 見守り継続人数	17,795	18,854	18,062	18,238
見守りボランティア登録人数	213	221	226	110※2
ボランティア訪問利用人数	68	45	71	48
※2 令和3年度に実際に活動している見守りボランティアを精査したところ、登録人数が減少した。				
(3) 東京都「行方不明認知症高齢者等情報共有サイト」利用				
登録件数	6	1	2	7
(4) 高齢者見守りステッカー (高齢福祉課)				
年度末登録人数	249	333	378	392
通報対応件数	10	8	4	6
(5) せたがや一人歩き SOS ネットワーク (社会福祉協議会)				
利用者人数 (事前登録者の実人数)	65	75	86	94
メール配信件数	3 ※3	5	4	4
発見協力者人数	560	585	606	611
内新規登録者人数	12	25	20	5
※3 3件のうち2件は配信前に発見されたため未配信となる。 (各年度とも、発見協力者が本人を発見するには至っていない。) 出典：世田谷区社会福祉協議会発行「事業報告・決算書」				

裏面あり

	警察署名	平成 30 年※4	令和元年※4	令和 2 年※4	令和 3 年※4
(6) 各警察署における統計					
① 行方不明者の届出受理数	世田谷	81	66	51	81
	北 沢	28	43	40	31
	玉 川	72	84	71	52
	成 城	84	125	93	101
	合 計	265	318	255	265
② ①の内、65 歳以上で認知症又はその疑いによる <u>件数</u> (延べ)	世田谷	24	17	15	18
	北 沢	6	9	5	2
	玉 川	20	19	13	14
	成 城	12	27	27	19
	合 計	62	72	60	53
③ ①の内、65 歳以上で認知症又はその疑いによる <u>実数</u>	世田谷	18	16	10	16
	北 沢	6	8	5	2
	玉 川	20	18	13	14
	成 城	8	23	24	18
	合 計	52	65	52	50
④ ①の内、65 歳以上で認知症又はその疑いの方、かつその届出が初回※5ではなかった方の <u>件数</u> (延べ) 【リピーター】	世田谷	10	2	8	2
	北 沢	0	2	0	0
	玉 川	0	2	0	0
	成 城	7	8	5	1
	合 計	17	14	13	3
⑤ ①の内、65 歳以上で認知症又はその疑いの方、かつその届出が初回※5ではなかった方の <u>実数</u> 【リピーター】	世田谷	4	1	3	2
	北 沢	0	1	0	0
	玉 川	0	1	0	0
	成 城	3	4	2	1
	合 計	7	7	5	3
※4 その年の 1 月～12 月の数値を計上。					
※5 初回か否かの判断は、当該年において判断。					

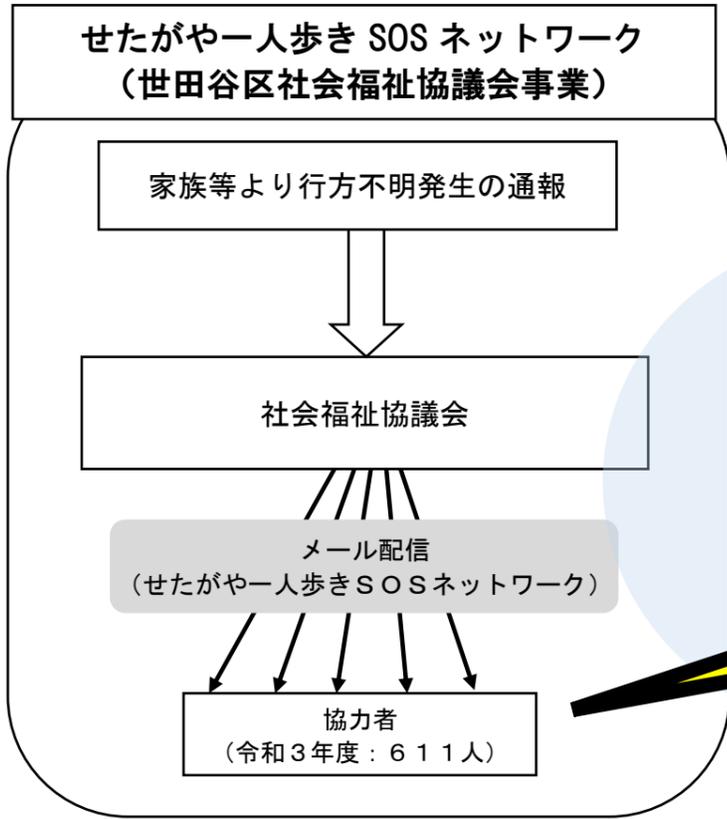
2. 事例報告 (あんしんすこやかセンター・警察署から) ※口頭報告

行方不明事案発生時の情報共有ネットワークイメージ（案）

令和4年11月7日 令和4年度第2回
世田谷区認知症施策評価委員会 資料2

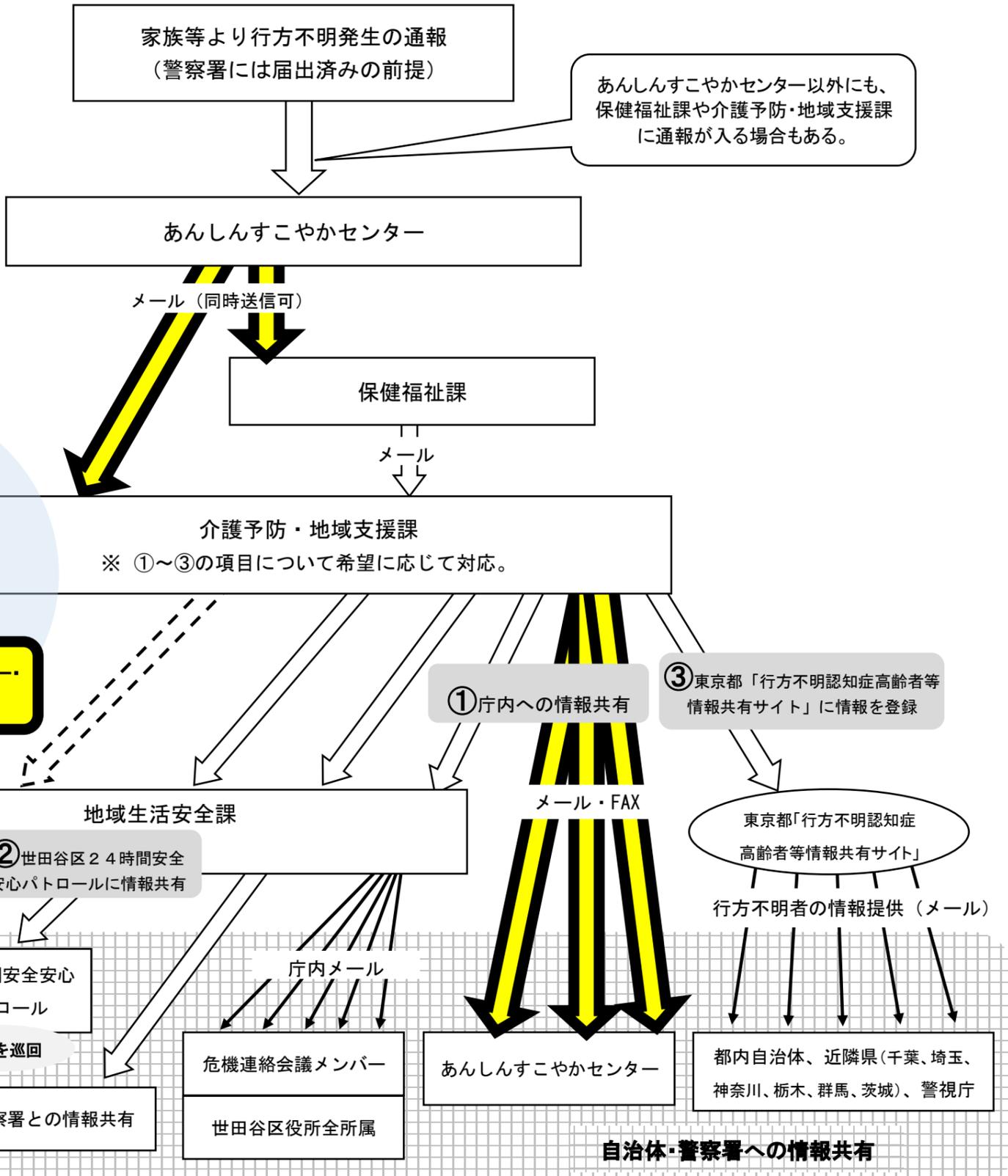
凡例

- 実線・・・現在実施済み。
- 太線・・・今回新たに実施。**
- 点線・・・実施（案）

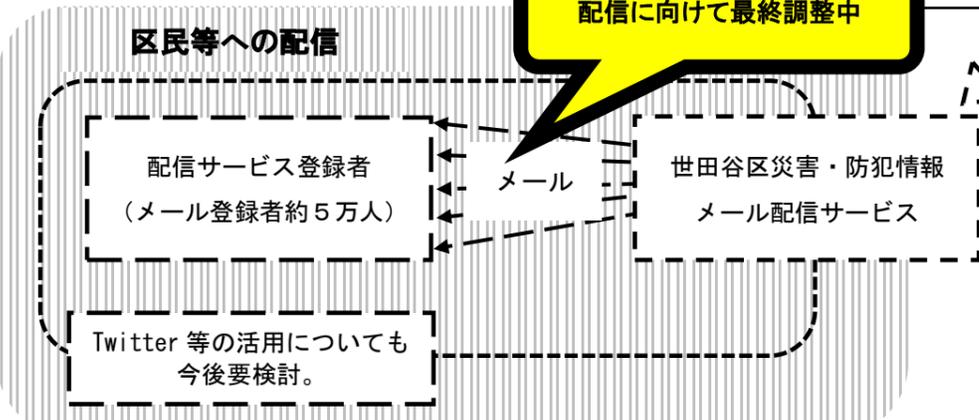


連携

あんしんすこやかセンター・
区も協力者に追加



配信に向けて最終調整中



「せたがや一人歩き SOS ネットワーク」への改称について
【世田谷区社会福祉協議会からの報告】

1. 改称の経緯

- 「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」（以下「条例」という。）に通底する“一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまち”を目指すという考え方や、関係者から寄せられたご意見、特に、「セーフティネットについて検討する部会」において、認知症当事者の方より「徘徊」という言葉に対し反対である旨のご意見を受けたことが改称に向けた大きな契機となった。
- 世田谷区社会福祉協議会内部において、改めて本事業のそもそもの趣旨を確認した上で、認知症に関して“自分ごと”の視点に立ち返って議論・検討を重ねた。
- 同時に、条例に通底する考え方を踏まえ、他の会議体等において地域住民の皆さまからのご意見をいただいた。
- 以上の結果、支えあいを基盤とした事業のフレームは堅持しつつ、名称等を改称することとした。

2. 「せたがや一人歩き SOS ネットワーク」と称した理由

- 認知症当事者の方は目的を持って外出している点等をあらためて認識した上で、一人であっても安心して外出できる支えあいのまちの実現に思いを寄せて、“はいかい”から“一人歩き”に改め、事業名称に活かすこととした。

3. 主な変更点

No.	区分	新	旧
1	事業名	せたがや一人歩き SOS ネットワーク	せたがやはいかい SOS ネットワーク
2	事業の対象	認知症状のある高齢者 障害のある方 幼児等	認知症状のある高齢者
3	事業協力者の名称	協力者	発見協力者

4. その他

別添「せたがや一人歩き SOS ネットワーク」チラシを参照。



せたがや一人歩きSOSネットワーク



ご高齢の方（認知症状のある方等）や障がいのある方などが、一人歩き中に道に迷うなど行方がわからなくなった際に、ご家族や介護者等からの依頼に基づき、地域の協力者の方々にその方の特徴（服装・写真など）をメール配信し、早期の安全確保を目指すネットワークの取り組みです。

※このネットワークのご利用に際しては、**事前登録**をお願いいたします。



利用登録について

お近くの地域社協事務所又は社協地区事務局にて『せたがや一人歩きSOSネットワーク事業登録届』にご記入ください。

※メール配信の際、写真添付をご希望される方はご持参ください。

協力者について

※協力者は、社協の事業協力をいただいている地域住民の方々です。

『せたがや一人歩きSOSネットワーク協力者登録届』にご記入頂き、地区担当職員にお渡しください。その際、登録証を交付いたします。（事前登録制）

登録後、社会福祉協議会より『テストメール』を配信いたします。

※メール受信するために、設定が必要になる場合があります。

—実際の活動（ながれ）—

- ①『SOSメール』の配信があった場合は、買い物や散歩などの外出の際に行方不明者の早期安全確保にご協力いただきます。日常生活（お買い物やお散歩）の中で『気にかけて』頂き、早期発見にご協力ください。
- ②ご本人を見つけた場合は、警察（110番）と社会福祉協議会にご連絡いただきます。 ※メール配信時間は、午前7時～午後7時です。

通報・利用に関する問い合わせ

行方不明の際の連絡は、**24時間365日**受付可能です

※ただしメールSOS送信時間は、午前7時～午後7時までとなります。

03-5429-2206



社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会 地域社協課 調整係

※午後5時15分以降は、社会福祉協議会が委託しております夜間受付センターに転送となります。

Q. せたがや一人歩きSOSネットワークはどんな事業ですか？

A. 認知症の症状があると、家の中や外を歩き回るといったことがあります。ご本人にとっては、**目的**（〇〇のお店に行きたい、生まれた場所に帰りたい、など）があり、歩いています。

その途中で道に迷ってしまい、帰宅できないなどに際し、ご本人の安全を早期に確保する住民相互の支えあいのネットワークが『せたがや一人歩きSOSネットワーク』です。

Q. どうして一人歩きが危険につながるのでしょうか？

A. 一人歩きしている方は、知らない間に長距離を歩いたり、脱水症状や衰弱が見られる場合もあります。交通事故に巻き込まれる危険もあります。ケガをしていても気づかずにいることも多く、時に命に関わる場合もあります。

Q. 一人歩きしている方を見つけた場合、どのような対応をしたら良いですか？

- A. ①まず、やさしく声をかけてみてください。ご本人と確認できたら見守ってください。
②長時間歩いていることも考えられるので、体調などに気を配ってください。
③自宅などの連絡先がわかればご家族への連絡をお願いいたします。連絡先が不明な場合は、表記の連絡先又は警察（110番）へ連絡をお願いします。

【世田谷区の取組みをご紹介します】



高齢者見守りステッカーをご利用ください

認知症により外出先から自宅に帰れなくなるなどの不安がある方を対象に、登録番号と高齢者安心コールの連絡先を記載しているステッカーを配付します。

事前に、氏名や住所のほか緊急連絡先などを区へ登録していただくことで、緊急時に警察などからの照会に迅速に緊急連絡先へ連絡することができます。

1. 対象者 以下の(1)、(2)をすべて満たす方

- (1) 区内に住民登録のある方。
(2) 要介護1以上の認定を受け、認知症により外出すると戻れないことが「ときどきある」や「常にある」状態の方。

2. 申込方法

高齢者安心コールへお問い合わせください。該当する方には、申請書を送付します。

※申請書は、区のホームページからもダウンロードできます。

高齢者安心コール 電話：03-5432-1010

FAX：03-5432-1030

【担当部署】

世田谷区 高齢福祉部 高齢福祉課 事業担当

電話 03-5432-2407 FAX 03-5432-3085

高齢者見守りステッカー

高齢者見守りステッカーを車や衣服、杖などの身の回りの物に貼り付けておきましょう。高齢者の方が、外出先から自宅に帰らず、管理などが必要なたとき、迅速に緊急連絡先に連絡することができます。

※ステッカーには、登録した内容と区から警察などに情報提供いたします。

緊急時には、登録した内容と区から警察などに情報提供いたします。

【例】最下部のQ&Aをすべて満たす方
① 世田谷区に住民登録のある方
② 要介護以上の認定を受け、認知症により外出すると戻れないことが「ときどきある」や「常にある」状態の方

【貼付先】高齢者見守りステッカー 1人1枚貼付

【費用】無料

【登録内容】住所、氏名、性別、生年月日、電話番号、緊急連絡先(2名)

お申し込み・お問い合わせは、
高齢者安心コール
電話 03-5432-1010
FAX 03-5432-1030
24時間365日受付

(世田谷区) 世田谷区高齢福祉課 高齢福祉課 TEL 5432-2407 FAX 5432-3085



個人賠償責任保険 比較表

補償内容・対象者		見舞金制度(約定履行費用保険)+パッケージ商品			パッケージ商品			対象者を認知症以外の3障害に拡大			民間保険			
自治体名・商品名		神戸市		名古屋市		自治体(都内)			豊田市			ぜんち共済 「ぜんちあんしん保険」	東京海上日動「認知 症あんしんプラン」	
事業開始年月日		平成31年4月1日		令和2年10月1日		平成31年4月1日			令和元年6月1日			—	—	
個人賠償責任保険		2億円		2億円		5億円			1億円			5億円	1億円	
交通事故等によるケガ(死亡・後遺障害のみ)		・死亡100万円 ・後遺障害42~100万円		なし		・最大50万円(後遺障害は程度により2~50万円)			なし			入院・ケガに対する補償あり。	最大50万円 (後遺障害は程度により2~50万円)	
見舞費用(被害者に対して)		見舞金(神戸市民) ・死亡時 3,000万円 ・後遺障害 3,000万円 ・入院10万円、通院5万円、財物損壊10万円、休業損害5万円 被害者が市民以外の場合は最高10万円等		・認知症の人または監督義務者が責任を負わない事故で、事故の相手方が市民の場合、死亡後遺障害につき上限3,000万円 ・認知症の人または監督義務者が責任を負わない事故で、事故の相手方が市民以外の場合、死亡につき15万円		見舞金 ・死亡時に15万円			なし			なし	見舞金 ・死亡時に15万円	
加入条件		・認知機能検診等で認知症と診断を受けた方 ・見舞費用は事前登録不要 全市民が対象		認知症の診断を受けている市民		事業登録者 ※認知症により徘徊がある方で、医師に認知症と診断を受けている等、またはチェックリストで該当する項目がある人			見守りネットワーク等加入者のなかで、他の同様の保険に加入していないもの			満5歳~満74歳の知的・発達障がい、ダウン症、てんかんの方とその家族、親族。ぜんち共済が認める方、団体・施設・企業に所属している職員とその家族。75歳以上は賠償責任保険対象外	保険の対象となる人(認知症の方※)の家族等が契約者 ※医師の診断を受けた方または認知機能の低下により道に迷って帰ってこられなくなる等の症状がある方	
主な特徴		・事故救済制度専用コールセンター(24時間365日)を設置し委託運営。 ・別途、事前登録制で非常時のかけつけ(捜索)サービスを含むGPSの導入費用を公費負担(月額利用料は個人負担)		—		—			—			権利擁護費用保険※を含む。 ※本人が被害事故に遭った場合、解決するために弁護士に相談する費用等	行方不明時の捜索費用 ・1事故30万円 ・保険期間を通じ100万円	
保険料		公費負担※個人市民税均等割に400円加算し財源確保			公費負担		公費負担			公費負担			年額22,500円	月額1,340円 ※R2.12月調査時点
		R1	R2	R3※R3.6月時点	R2	R3	R1	R2	R3	R1	R2	R3	—	—
補償実績	件数	給付2件 賠償1件	給付3件 賠償6件	給付0件 賠償1件	賠償2件	なし	賠償1件	賠償1件	賠償1件	—	賠償1件	賠償1件	—	—
	内容と支払額	支払額計 164,284円※ 内訳別紙1	支払額計 1,259,435円 ※内訳別紙1	支払額計 50,000円 ※内訳別紙1	・業者からリースで借りているベッドの糸を引っ張り、中のマットを取り出して破損。(賠償43,560円) ・介護施設に入所しており、施設では表札を取る、壁を蹴飛ばす等の状況が見られていた。入居個室の壁紙を破き、下駄箱を破損。(賠償24,200円)	なし	自転車運転中に停車中の自動車に接触。(賠償154,467円)	3階自宅の水漏れで階下に損害。(賠償12,669,565円)	自転車運転中に停車中の自動車に接触。(賠償236,478円) ※R1とは別人	—	R3.2/20 他人の車を破損。	ショートステイ中に施設のドアを破損。	(具体例)HPより引用 ・施設にてパニックに陥り、駐車してあった職員の車4台を棒等で傷付けた。(対物:703,805円) ・施設にて、不穏状態に陥り電子錠付ドアを蹴る、コードを引っ張るなどして使用不可にした。(対物:595,080円)	—
予算		111,028千円	112,035千円	96,672千円	29,495千円	42,312千円	不明	3,853千円	不明	600千円	479千円	800千円	—	—
決算		84,230千円 ※内訳別紙2	85,712千円	—	13,527,052円	17,077,713円	不明	3,227,690円	—	531千円	479千円	670,270円	—	—
支払額/決算		0.2%	1.5%	—	0.5%	0%	—	392.5%	—	—	—	—	—	—
対象者数(65歳以上)R3.4月時点		433,236人			575,747人		114,025人			99,351人			—	—
登録者数		6,370人 ※R3.6月			1,118人 ※R3.3月末		750人 ※R3.6月			333人 ※R3年			46,407件 ※R2年3月末	—

神戸市 令和3年度 第1回 事故救済制度に関する専門部会（令和3年7月20日開催）資料より抜粋

(4) 支給状況詳細

○令和元年度実績

	給付の種類	事案発生日	給付金額	事案の概要
事案1	給付金 (財物損壊給付金)	H31. 4. 25	15,932 円	他人の所有する自転車を自宅へ持ち帰ってしまい、その自転車に損傷を与えた。
事案2	賠償責任保険	R元. 5. 16	138,632 円	飲食店で食事中に座席を汚損した（飲食店は法人）。 ※支給対象者が法人のため見舞金の給付対象外。このため、賠償責任保険のみを支給
事案3	給付金 (財物損壊給付金)	R元. 6. 1	9,720 円	自宅で着替え中にバランスを崩して転倒し、室内のガラス扉の下半分を割ってしまった。 ※自宅の登記上所有者は認知症の方の家族

○令和2年度実績

	給付の種類	事案発生日	給付金額	事案の概要
事案4	賠償責任保険	R 2. 1 月末頃	19,800 円	通っているデイサービス施設内のカーテンレールを掴んで下に引っ張り、壊した。 ※支給対象者が法人のため見舞金の給付対象外。このため、賠償責任保険のみを支給
事案5	賠償責任保険	R 2. 3. 7	286,000 円	水漏れをおこし、下の階の天井や壁紙に損傷を与えた。 ※支給対象者が法人のため見舞金の給付対象外。このため、賠償責任保険のみを支給（建物の所有者は法人） ※下の階の住人の財物に損害なし。
事案6	給付金 (財物損壊給付金)	R 元年度	35,805 円	≪詳細は非公表≫
事案7	給付金 (財物損壊給付金)	R 2. 2 月頃	10,000 円	他人の所有する靴を持ち帰り、汚損した。
事案8	賠償責任保険	R 2. 10. 29	14,300 円	入院中にベッドのナースコールを破損した。
事案9	賠償責任保険	R 2. 8. 2	605,000 円	トイレを紙でつまらせ、下の階まで污水が漏水。階下のキッチン設備やトイレのクロス等が污水で濡れて使用できなくなった。
事案10	給付金 (財物損壊給付金)	R元. 9 月頃	36,300 円	隣の家の壁を鍵で傷つけた。
事案11	賠償責任保険	R 3. 1. 9	134,530 円	他人宅の鉄の門扉の取っ手（握り）を損壊した。
事案12	賠償責任保険	R 3. 2. 25	117,700 円	歩行中によろけてマンションのエントランスのガラスに頭をぶつけてガラスを破損した。 ※支給対象者が個人でないため（マンション管理組合）見舞金の給付対象外。このため、賠償責任保険のみを支給

○令和3年度実績（令和3年6月時点）

事案13	賠償責任保険	R 3. 3. 2	50,000 円	新築の住宅（入居前）のトイレを使用し汚した。 ※支給対象者が法人のため見舞金の給付対象外。このため、賠償責任保険のみを支給
------	--------	-----------	----------	------------------------------------------------------------------

《 参考 》 事故救済制度の概要

1. 制度の骨格

「給付金制度」（事前登録不要。賠償責任の有無に関わらず支給）と「賠償責任保険制度」（事前登録必要）の2階建て方式。

※事故発生後、①給付金を先行して支給、その後に、②賠償責任が認められれば、保険金を支給する（その際には、先行して支給した給付金額分は控除）。

- ⇒ 賠償責任の有無にかかわらず広く救済することが可能【給付金制度】
- ⇒ 事前登録の必要なく救済することが可能【給付金制度】
- ⇒ 賠償責任保険を事前登録（認知症と診断された人が対象）とし、認知症検診の早期受診を促進【賠償責任保険制度】

2. 対象者・給付金等

		加害者							
		神戸市民			市外				
		責任無し		責任有り	責任無し		責任有り		
		①給付金制度：給付金を先行して支給							
		②賠償責任保険制度：賠償責任が認められれば、保険金を支給する（給付金分は控除）							
被害者	神戸市民	対人	【給付金制度】	【賠償責任保険制度】	【給付金制度】	【給付金制度】			
			・死亡 最高3000万円	限度額2億円	・死亡 最高3000万円	・死亡 最高3000万円			
		・後遺障害 75万円～3000万円	(他の制度との減額調整あり)	・後遺障害 75万円～3000万円	・後遺障害 75万円～3000万円				
		・休業損害 最高5万円		・休業損害 最高5万円	・休業損害 最高5万円				
	・入、通院		・入、通院	・入、通院					
	入通院日数	入院	通院	入通院日数	入院	通院	入通院日数	入院	通院
31日以上	10万円	5万円	31日以上	10万円	5万円	31日以上	10万円	5万円	
15～30日	5万円	3万円	15～30日	5万円	3万円	15～30日	5万円	3万円	
8～14日	3万円	2万円	8～14日	3万円	2万円	8～14日	3万円	2万円	
7日以内	2万円	1万円	7日以内	2万円	1万円	7日以内	2万円	1万円	
		(自賠責、労災のみ減額調整あり)		(自賠責、労災のみ減額調整あり)		(自賠責、労災のみ減額調整あり)		(自賠責、労災のみ減額調整あり)	
	対物	【給付金制度】	【賠償責任保険制度】	【給付金制度】	【給付金制度】				
		・財物損壊 最高10万円	限度額2億円	・財物損壊 最高10万円	・財物損壊 最高10万円				
		・休業損害 最高5万円	(他の制度との減額調整あり)	・休業損害 最高5万円	・休業損害 最高5万円				
		(自賠責、労災のみ減額調整あり)		(自賠責、労災のみ減額調整あり)	(自賠責、労災のみ減額調整あり)				
	市外	対人	【給付金制度】	【賠償責任保険制度】					
		・被害者見舞 最高10万円	限度額2億円						
		(自賠責、労災のみ減額調整あり)	(他の制度との減額調整あり)						
	対物	【給付金制度】	【賠償責任保険制度】						
		・被害者見舞 最高10万円	限度額2億円						
		(自賠責、労災のみ減額調整あり)	(他の制度との減額調整あり)						
類焼被害		・1被災世帯30万円	【賠償責任保険制度】						
		・1事故最大1,000万円	限度額2億円(*1)						
		※加害者、被害者ともに神戸市民に限る。	(他の制度との減額調整あり)						
本人の傷害死亡		【傷害死亡・後遺障害保険（事前登録必要）】							
		交通事故、交通乗用具の火災による事故によって死亡又は後遺障害を負った場合に支給(*2)							
		・死亡 100万円							
		・後遺障害 42万円～100万円							

(*1)火災による物損（重過失除く）は対象外

(*2)給付金と重複して支給する場合有り

3. 要件等

	給付金制度	賠償責任保険制度
① 責任能力の有無	責任能力の有無を問わず	責任能力有り
② 事前の登録	不要	必要（保険加入）
③ 事故発生地	日本国内のみ	限定なし
④ 法人	対象外	対象（他の救済制度等との減額調整を行う）
⑤ 個人（事業損失）	対象	対象（他の救済制度等との減額調整を行う）
⑥ 同居親族	対象	対象外
⑦ 減額調整	自賠責・労災保険対象の場合は対象外	他の救済制度等との減額調整を行う
⑧ 示談対応	無し	示談交渉サービスセット
⑨ 認知症の人にやさしいまちづくり推進委員会での判定	給付金は推進委員会の判定に基づき支給	賠償責任保険等は損害保険会社の判断で支給

4. 運用支援

- | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>①事前相談・申請受付対応支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故救済制度の概要説明（一般照会） ・事故受付対応（給付要件確認） <p>②事故事実の調査支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故状況、損害状況の確認 ・有無責の判断、解決イメージの構築 ・対応方針の決定 ・他に責任分担すべき者がいる場合の対応 <p>③給付判定支援（給付の可否や給付額の査定案の作成）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険金請求に必要な書類の案内、取付 ・保険金額の算出と解決支援 | <p>④判定委員会運営支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事案レポートの作成、提出 ・事案管理表の作成、提出 ・判定委員会運営支援 <p>⑤不服申立・訴訟対応支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不服申立、訴訟対応支援 ・訴訟対応支援（賠償事故の場合） ・不正、不当請求等疑義事案への対応支援 <p>⑥マニュアル・帳票等支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故対応マニュアル、Q&A、帳票類の作成 ・市、判定委員会における勉強会の開催 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

5. 所要額

①初年度経費

- ・基本経費

◎給付金制度（約定履行費用保険）	36,860 千円（@24 円×1,535,837 人）
◎責任保険（支払限度 2 億円）	6,646 千円（@1,510 円×4,401 人）
◎運用支援（コールセンター：24 時間 365 日）	26,860 千円
○制度情宣（普及）	3,330 千円
○GPS 安心かけつけービス	2,990 千円
○判定委員会経費	236 千円
○事務費	7,308 千円
合計	84,230 千円

②2 年目以降

- ・給付金制度は事故の発生率より増減（給付金）

通算損害率	2 年度目	3 年度目
20%未満	△10%	△20%
～45%未満	△ 5%	△10%
～80%未満	—	—
～105%未満	+ 5%	+10%
105%以上	+10%	+20%

- ・賠償責任保険の 1 人当りの保険料は変動する場合有り（事故の発生率による増減は無し）。

実施期間：令和4年9月
対象者数：約10人

【本人】ヒアリング結果

(質問)事故・事件に遭った、もしくは遭いそうになった経験・危険を感じた経験がありますか。また、その備えとして何が必要だと思いませんか。

カテゴリ	内容（概略）
ソフト面	<ul style="list-style-type: none">・近所に見守ってもらえている安心感が欲しい。・近所付き合いが大事。最近は近所のつながりが減ってきている。・回覧板がない。あいさつ程度でお互いを知らない。・魅力ある回覧板や近所の方がつながるようなイベントなどがあるとよい。
ハード面	<ul style="list-style-type: none">・幅が狭く交通量が多い道路への不安がある。ミラーを増やしてほしい。・交通量の多い道路に信号付きの横断歩道をつけてほしい。・夜道が暗いため、街灯を増やしてほしい。

【家族会】ヒアリング結果

(質問)事故・事件に遭った、もしくは遭いそうになった経験・危険を感じた経験がありますか。

実施期間：令和4年5月～6月
対象者数：31人

No.	属性	カテゴリ	内容(概略)
1	家族	行方不明	自分が就寝中に家族(本人)が外出してしまい、行方不明になった。警察にも通報。巡回中の警備員によって、無事保護。このこと以外にも8回ほど行方不明になり、数か所の警察に保護されたことがある。いずれも無事自宅に帰宅できたのは、家族(本人)が電話番号を書いた紙を持っていたため。(常時、貴重品を持つようにされていた。)GPSも利用しているが、充電しているときに限って、行方不明になる。
2	家族	水道出しっ放し	家族(本人)過去に2～3回、水道を出しっぱなしにしたことがある。自分が気付いて止めた。
3	家族	火災の恐れ	家族(本人)がガスコンロで2回、やけどをしたことがある。今後、ガスコンロからIHに変えようと思っている。
4	家族	火災の恐れ	寝たばこが心配。(たばこ代を渡さないようにしたところ、たばこを吸わなくなった)
5	家族	行方不明	過去に1日中行方不明になり、歩道で寝ているのを通行人に保護されたことがある。ほかにも、施設を脱出したり、大通りを渡ったりしたことがある。携帯電話位置情報検索サービスを使用しているが、家族(本人)の携帯電話の電池が切れてしまうことがよくある。
6	家族	ケガ	認知症ではないが、自分の経験として高齢になり体力低下したからか、階段から落ちそうになったことがある。
7	家族	消費者被害	消費者被害ほどではないが、家族(本人)が自費出版の営業にかけられて、本を出版したことがある。
8	家族	消費者被害	家族(本人)が自費出版の営業にかけられて、本を出版したことがある。本人のお金でやりたいようにやったことなので、と考えている。
9	家族	詐欺	結果的に未遂に終わったが、銀行のATMで振り込もうとしたところを銀行側が通報して事なきを得た。
10	家族	詐欺	振り込め詐欺にあった。医療費還付の手紙が来て、近くの無人ATMへ誘導された。後ろの人が「危ないですよ」と言っても振り切ってしまった。警察に通報され、警察から「電話を切りなさい」と言われてやっと止めることができたが、結果的に99,400円を4回繰り返し振り込んでしまった。本人、この詐欺の件でとてもショックを受けてしまった。
11	家族	行方不明	まだ行方不明になったわけではないが、今後のことを考えると心配なため、GPSがあるとよい。
12	家族	詐欺	確かな証拠があるわけではないが、保険会社の営業に不利な契約をさせられた。
13	家族	傷害	BPSDの易怒性によるものか、家族(本人)が自分に刃物を投げつけたことがある。(このことで精神病院へ入院した)身の危険が起こる原因は、親子関係によるものらしい。介護者と本人の関係性は大事。

【家族会】ヒアリング結果

No.	属性	カテゴリ	内容(概略)
14	家族	行方不明	家族(本人)が、夜中に外へ出て、警察のお世話になったことがある。(自宅に戻れずバトカーで帰宅)
15	家族	窃盗	家族(本人)の話ではないが、若年性認知症の方で脱抑制により(お店の?)モノを持って帰ってくることもあると聞く。
16	家族	行方不明	家族(本人)が車イスが必要になる前は、夜中に外出し、交番に行って「自分の家が分からない」と申し出て助けを求めたことが3~4回あった。他にも、家族(本人)が電車に乗って出かけたところ、道が分からなくなったためか、駅事務所にお世話になったことがある。駅の女子トイレでは、不審者扱いされた。今は歩けなくなったことで、まったく動けなくなった。しかし、夜2時頃に一人で起きて玄関まで歩き、玄関の鍵(2つ)を開けるものの、外には出られず玄関前でうずくまっていることがよくある。ほかにも着るものやベッドの下のカーペットもめちゃくちゃにしてしまい、自分は夜も寝られない。
17	家族	ケガ	車イスから一人で立ち上がって、転倒することがよくあった。また、ベッドから転がり落ちる。
18	家族	火災の恐れ	料理の際のナベの空焚きによるボヤ未遂。
19	家族	ケガ	家族(本人)が夜中に動き回って転んだり、ふすまに顔をぶつけてあざがついてしまった。
20	家族	火災の恐れ	家族(本人)が鍋に火をつけてぼーっとして、鍋を焦がしてしまったことが起きてからはガスコンロを使わなくなった。(そのときは自分が気づいて火を止めた)それ以来、一人で火を使わないよう伝えているものの、鍋を何度か焦がしている。(鍋を火のついたコンロに置いたまま、電話が来て鍋のことを忘れてしまった。)
21	家族	行方不明	過去に外出して帰宅できなくなるが多々あった。町会活動をしていたこともあり、顔見知りの町会の方が連れて帰ってきたこともあった。
22	家族	交通事故	家族(本人)は補聴器をつけるのがうっとおしいようで、自分がいないときは補聴器を外している様子。おそらく、補聴器を外して外出し買い物に行っているようで、交通事故にあわないか心配である。(買い物がかちんと遂行できているため、本人も補聴器を外して問題ないと考えていることが問題。)
23	家族	火災の恐れ	過去に鍋をコンロにかけたまま忘れて焦がしてしまった。心配するとキリがないが、袖に引火してしまったら、など心配。
24	家族	火災の恐れ	火災を起こさないようガスコンロからIHに変えたが、火力が弱く、結局電子レンジや電気ポットを使うことにした。また、仏壇用に「3分ロウソク」という短いロウソクを使っていた。
25	家族	火災の恐れ	IHは火が点いていることが分からず、触ってしまって火傷の心配をした。ヒヤリハットなんてのは毎日であり、もはやヒヤリハットですらない。(雪平鍋をいくつも焦がしてきた。)
26	家族	ケガ	家族(本人)は足腰が弱いのでシルバーカーが安定しないことが怖い。
27	あんすこ	その他	本人を救助するために、本人宅のマンション等の窓や玄関のカギなどを壊した場合に区で補償してもらえるといふ。本人の要請で本人宅に呼ばれて行っても、本人が動けないために、窓のカギを壊して入ったことや、玄関ドアのチェーンを切って入ったこともある。壊した場合、修理費用は本人に請求される。(消防がカギを壊した場合は、お金は取られないが、何度も消防を呼ぶわけにはいかない。)

【保健福祉課】 ヒアリング結果

(質問)これまでに認知症の方が起こした事故によって賠償請求された事例があれば、その詳細について教えてほしい。

No.	カテゴリ	事故発生年	内容(概略)
1	漏水	R1~R2	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸アパートの風呂場に水を貯めて食料を保管していたため、排水口を詰まらせ、複数回、下階の店舗に浸水被害を出し、損害賠償請求(総額約100万円)がなされたケース。事故後、成年後見人が付き、財産を工面して賠償した。裁判所による退去命令が出たこともあり、特養へ入所することとなった。 ・あんしんすこやかセンターや区の関わりとしては、事故が起きる数年前より関わりあり。自宅は不衛生な状態で冷蔵庫が故障し食料が腐っていたり、電気が止められていることもあり、ケアマネやあんしんすこやかセンター、区ケースワーカーが定期的に訪問し、支援していた。なお、介護認定も受け、毎日ヘルパーがはいることとなっていたが、本人拒否により入れない日も多かった。家族は関わりを拒否。
2	物損	R2	<ul style="list-style-type: none"> ・入所中のグループホームのトイレに着座した際、後部に倒れトイレタンクを破損させ、損害賠償請求されたケース。なお、過去にも何度かトイレを詰まらせた経緯もあり、本事例のとおり損害賠償請求をするに至った。 ・一部グループホーム側にも責任があったことを認め、全額ではなく一部修繕費を支払うこととなった。(10万円程度)
3	漏水	R3	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅の給湯器からの長期間に渡る漏水により、損害賠償請求(約2,000万円)がなされたケース。 ・本人が加入していた民間の個人賠償責任保険と、自宅管理会社が加入している保険とで補填。 ・あんしんすこやかセンターの関わりとしては、事故が起きる約1年前より、金融機関からあんしんすこやかセンターに相談が入ったことをきっかけに訪問していた。本人の自宅入室拒否が強く、またコロナ禍でもあり関わりには難航していたが、顔を覚えてもらうところから丁寧に始めながら定期的に訪問を継続していた。なお、家族の関わりは薄かった。 ・現在は成年後見人が選定され、賠償請求に関する諸対応を行っている。
4	漏水	R3	<p>【賠償請求された事例ではないが、類似する事例として】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症疑いの方。洗面台の亀裂から階下へ漏水し、本人を説得し管理組合加入の保険で工事を行ったが、本人の認知機能を理由に保険該当ならず、本人に請求されている。(賠償請求ではない。)未だに支払いができていない。 ・室内には物やゴミで溢れており足の踏み場もない。外出し買い物はできるため、夏になると食材を腐らせ悪臭と害虫が発生する。入室の拒否があり配管清掃もできず、マンション住人とのトラブルあり。 ・あんしんすこやかセンターと区で定期訪問を行い見守り継続中。健康観察と金銭管理について支援を行っている。 ・医師による認知症専門相談事業を利用し精神医師の診たてを実施。診たて⇒認知症と何らかの精神疾患はあると思われる。体調不良や転倒による骨折等の転機が介入のきっかけになるとと思われる。見守りの継続と入院となった場合の対応について協議しておく。

【障害関連部署等】ヒアリング結果

(質問)これまでに賠償請求された事例があれば、その詳細について教えてほしい。

実施期間：令和4年6月～8月

No.	内容(概略)
1	知的障害等で外出時に何らかの事件や事故の可能性があるケースについては、あらかじめ移動支援等の対策を取っているケースが多い。精神のケースについては、様々なトラブルはあるかもしれないが、賠償問題に発展したような報告は聞かない。
2	長らく障害福祉に携わっているが、これまでに賠償請求された事例は聞いたことがない。知的障害の方でちかんで通報されることはあるが、事情を説明したところ示談となった。知的障害の方は、すでに子どもの頃に親が「何があるかわからない」と心配して賠償責任保険等に加入していることが多い。(愛の手帳1～3度の方は大方加入している。)区が保険料を負担する制度は、障害のある方向けにはなじまないと考える。
3	知的障害のケースで精神状態が不安定で、相手に危害を加えた事例あり。警察に拘留されたが罪には問われなかった。近隣に迷惑をかけている精神の事例はあるが、賠償問題が生じているケースについては聞いていない。
4	賠償請求されたケースについては、特に思い当たらない。
5	精神のケースで隣人宅の壁に落書き、ものがかたづけられずごみ屋敷、ネズミも発生し近隣苦情が続いているなどはあるが、賠償請求等のトラブルになっている話は聞かない。発達障害で壁をたたき穴をあけているなどのケースに関しても、家族が対応していた。見解として、障害ケースについて、行政が賠償保険制度を作るということは、障害者を加害者扱いすることになり大きな議論が起こる。障害者差別を助長していただく。反対。
6	賠償請求されたケースに出会ったことはない。1件も挙げられず。精神ケースではありそうだが、相談も話も聞かない。
7	生活保護のケースで多いのは、精神や高齢者でもごみ屋敷で床が腐敗するなどだが、住宅の被害に関しては生活保護では対応しないし、大家から相談が入ったことはない。住宅関係の何らかの保険で対応できているのではないかな？
8	これまでに賠償保険についての要望を受けたことはない。知的障害の方は基本的に「ぜんち共済」へ加入している。もし、自治体が公費負担で賠償保険事業を行えば、民業圧迫にもつながってしまう。もし実施するのであれば、所得が低い方向けに保険料の補てんを行うなどで対応しては。また、賠償請求された事例も聞いたことがない。精神の方でもしかすると賠償事案に発展している可能性はあるが、しっかり服薬できている人は問題ないと思われる。
9	知的障害等、先天的に障害を持って生活されている方は、何かあったときに備えて保護者が事前に手を打っている方がほとんどである。確かに、知的障害や自閉症等でモノを壊したり、他害行為をはたらく方はいるが、若い方が多く高齢の方では聞いたことがない。また、大抵、加入している保険で補償されている。知的障害等の家族会からも、区が保険料を公費負担して賠償保険を実施することへの要望はない。また、知的障害の方で行方不明になるケースもあるが、認知症の方と違って自宅が分からなくなり帰宅できないケースはない。大抵のケースは、行方不明になっても自分で帰宅できている。